#### 【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

【届出の対象とした募集金額】

有価証券届出書

関東財務局長

2024年6月3日

株式会社地域新聞社

CHIIKISHINBUNSHA Co., LTD.

代表取締役社長 細谷 佳津年

千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号

047-485-1107

経理財務本部本部長 江澤 務

千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号

047-485-1107

経理財務本部本部長 江澤 務

新株予約権証券

株主割当

0円

(注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

731,740,653円

(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に 際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、 2024年5月31日現在の当社発行済株式総数(当社が保有 する当社普通株式の数を除きます。) 2,158,527株を基 準として算出した見込額であります。新株予約権の行使 期間内に行使が行われない場合には実際に新株予約権の 行使により発行される株式数が上記発行済株式総数を下 回り、又は2024年6月27日(終値がない場合は、その翌 営業日の終値とします。)の株式会社東京証券取引所に おける当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する 金額が339円を下回る場合には実際の新株予約権の行使 に際して払い込むべき金額が上記金額を下回るため、新 株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま す。なお、「終値」とは、一定の日における東京証券取 引所における当社普通株式の普通取引の終値をいいま す。

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第一部【証券情報】

#### 第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

#### (1)【募集の条件】

2,158,527個(新株予約権1個につき1株)
0円
新株予約権 1 個につき 0 円
該当事項はありません。
2024年 7 月12日
該当事項はありません。

#### (注)1.取締役会決議日

第7回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行については、2024年6月3日開催の当 社取締役会決議によるものです。なお、新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議 事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりませんが、本ライツ・ファイナンス(下記 「(注)2.募集の方法」に定義します。)においては、( )本新株予約権の行使にあたり当社株主から の資金拠出が必要になること、( )東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約 権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求めら れていること、( ) 当社の独立社外取締役田中康郎氏から、「本件増資は、株主割当増資に分類されるも ので、全ての株主に平等・公正な設計となっており、少数株主保護の観点において格別の問題を生じさせる ものではないが、前回のノンコミットメント型ライツ・オファリングに係る実施状況及び当社代表取締役が 当社筆頭株主であるエンジェル・トーチ社の役員を兼任しているなどその後の当社の役員構成等に鑑み、本 ライツ・ファイナンスによる資金調達手法について株主総会の承認を得ておくことが相当である」旨の意見 が出されていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが 必要であると考え、2024年6月28日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)にお いて、本ライツ・ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席(書面投票を含みます。)された株 主の過半数の承認を得ることを、本ライツ・ファイナンスの実施の条件とすることといたしました。田中康 郎氏は、司法分野での豊富な経験及び知見に基づく客観性や中立性の高い助言・提言を頂戴することにより コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断して選任した社外取締役であり、また、法 律専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断 し、独立役員に指定されております。なお、田中康郎氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関 係、その他の利害関係はありません。

#### 2.募集の方法

会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、下記「(注)3.株主確定日」に定める 株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普 通株式1株につき新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます(以下「本ライツ・オファリン グ」といいます。)。

- 3 . 株主確定日
  - 2024年7月11日
- 4.割当比率
  - 各株主の所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てます。
- 5 . 本ライツ・オファリングの効力発生日(会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその 効力を生ずる日をいいます。以下同じです。) 2024年7月12日
- 6.発行数(本新株予約権の総数)について

発行数(本新株予約権の総数)は、株主確定日における当社普通株式の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とします。上記発行数は、2024年5月31日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込みの数であり、外国居住株主に対する発行数を含んでいます。本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みの新株予約権が行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日時点の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式を除きます。)が増加した場合には、本新株予約権無償割当てにより発行される本新株予約権の総数は増加します。

- 7. 振替機関の名称及び住所
  - 株式会社証券保管振替機構
  - 東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 8.申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について本新株予約権は、会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、当社の定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。したがって、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。
- 9 . 外国居住株主による本新株予約権の行使又は転売について
  - (1)米国居住株主は、本新株予約権を行使することができません。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。
  - (2) 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、また、その予定もありません。したがって、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるため、外国居住株主(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。)は、かかる点につき注意を要します。

## (2)【新株予約権の内容等】

(2) いがかがかり	
新株予約権の目的となる	
株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
	なお、当社の単元株式数は100株です。 
新株予約権の目的となる	2,158,527株
株式の数	上記本新株予約権の目的である株式の総数は、2024年 5 月31日現在の当社の発行済株式
	総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込みの数で
	ある(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。)。
	本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みの新株予約権が行使さ
	れたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日現在の当社の発行済株式
	総数(当社が保有する当社普通株式を除く。)が増加した場合には、本新株予約権無償
	割当てにより発行される本新株予約権の総数及び当該新株予約権の目的となる株式の総
	数は増加する。
新株予約権の行使時の払	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」といいます。)は本
込金額	-   新株予約権1個当たり339円です。但し、2024年6月27日(終値がない場合は、その翌営業
	   日の終値とします。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)
	   における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額が339円を下回る場合には、
	   当該終値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げ
	ます。)とします。なお、「終値」とは、一定の日における東京証券取引所における当社普
	通株式の普通取引の終値をいいます。以下同じです。
 新株予約権の行使により	731,740,653円
株式を発行する場合の株	, , ,
式の発行価額の総額	2024年 5 月31日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を
	除きます。)を基準とし、行使価額339円で、かつ、本ライツ・オファリングによ
	り割当てのあった全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した見込額で
	す。
 新株予約権の行使により	- · · ·
株式を発行する場合の株	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、339円とします。
式の発行価格及び資本組	(但し、2024年6月27日(終値がない場合は、その翌営業日の終値とします。)の東京
入額	証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額が339円を下
/\n <u>n</u>	回る場合には、当該終値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その
	2. 予測が 1 対性の 1 使により体験を売りする場合にのける相加する資本金及の資本学権金の額
	本別体が別様の打仗により当社自題体がを発打する場合にのいて追加する資本金の領 は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1
	は、云社計算成別第17末第1項の規定に従い算山される資本立寺増加限及額の2カの1 の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とす
	る。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準   供会の額にする
**************************************	備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2024年7月12日から2024年9月11日まで
新株予約権の行使請求の	1 . 本新株予約権の行使請求の受付場所
受付場所、取次場所及び	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
	2 . 本新株予約権の行使請求の取次場所
	該当事項なし
	3 . 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所

	4 . 本新株予約権の行使請求及び払込の方法			
	(1)本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約			
	権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機			
	関をいいます。以下同じです。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及			
	び行使価額の支払いを行います。行使価額は、本新株予約権1個当たり339円(但			
	し、2024年6月27日(終値がない場合には、その翌営業日の終値とします。)の東京			
	証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額が339円を			
	下回る場合には、当該終値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、			
	その小数第1位を切上げます。)とします。)			
	(2)直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤			
	回することができません。			
	(3)本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が本欄第1項記載の			
	行使請求の受付場所(以下「行使請求受付場所」といいます。)に到達し、かつ、当			
	該本新株予約権の出資価額の全額が本欄第3項記載の払込取扱場所(以下「払込取扱			
	場所」といいます。)の当社の指定する口座に入金された日に発生します。			
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。			
自己新株予約権の取得の	本新株予約権の取得事由は定めないものとします。			
事由及び取得の条件				
新株予約権の譲渡に関す	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しません(会社法第			
る事項	236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。)。			
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。			
組織再編成行為に伴う新	該当事項はありません。			
株予約権の交付に関する				
1 .	1			

#### (注)1.社債、株式等の振替に関する法律の適用

事項

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「社債等振替法」といいます。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2 . 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、2024年7月12日から2024年9月11日まで(但し、権利行使期間中の2024年8月27日から2024年8月30日までの間は、当社の2024年8月期に係る決算期末による振替機関の本新株予約権の行使取次停止期間となっており、本新株予約権の行使請求を行うことができません。)。本新株予約権を行使する場合には、権利行使期間に本新株予約権の行使請求を行う必要があります。そして、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、行使価額の払込みが確認されていることが必要となります。

株式会社証券保管振替機構が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程(以下「標準処理日程」といいます。)によれば、口座管理機関(機構加入者)における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関(機構加入者)に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び行使価額の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権の行使請求の発行者(行使請求受付場所)に対する取次ぎが行われることが想定されています。標準処理日程によれば、権利行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び行使価額の支払いを行った場合には、権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が発行者(行使請求受付場所)に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、2024年9月10日の営業時間中に、口座管理機関(機構加入者)に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使価額の支払いに係る手続が完了していることが必要になります。

但し、行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるほか、各口座管理機関の事務処理 の都合等により手続の完了までに想定よりも長い期間を要する場合がありますので、行使請求受付期間及び 行使手続につきましては、必ずご自身で、各口座管理機関に確認する必要があります(なお、機構加入者で

ない口座管理機関が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関(機構加入者)に委託して、新株予約権 行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関(機構加入者)が直接行使請求を受け付ける場合に比し、 手続に更に時間を要する可能性があります。)。

#### 4.株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、本新株予約権の行使に際しては、当社普通株式を新規に発行するものとし、自己株式は使用しないものとします。

#### 5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、東京証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定です。上場日は本ライツ・オファリングの効力発生日(2024年7月12日)となり、上場廃止日は権利行使期間の満了日(2024年9月11日)より前の2024年9月6日となることが予定されていますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。なお、適用ある法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることは妨げられません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

#### 6. 当社株主の権利

会社法第192条の定めにより、当社普通株式を保有する株主については、引き続き当社に対して、その単元 未満株式の買取りを請求することができます。なお、本件の株主確定日である2024年7月11日から起算して 4営業日前までに当社普通株式を株式市場で売却する等の方法により、本新株予約権の割当てを受けないことも可能です。

#### 7.税務上の扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、 各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要が あります。

#### (3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

本新株予約権無償割当てはいわゆるノンコミットメント型ライツ・オファリングであり(ノンコミットメント型ライツ・オファリングを選択した理由につきましては、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1.本ライツ・オファリングの目的等 (2)本ライツ・オファリングを選択した理由」 ノンコミットメント型ライツ・オファリングを採用した理由をご参照ください。)、本新株予約権の行使期間中に行使がなされなかった本新株予約権(以下「未行使本新株予約権」といいます。)については、行使期間の満了時において特段の手続を経ることなく消滅し、発行会社又は金融商品取引業者による全ての未行使本新株予約権取得及び行使は行われません。

#### 2【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

本ライツ・オファリングによる調達金額は、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権の行使状況により変 動いたします。以下は、本新株予約権の行使比率を50%と仮定した場合(本新株予約権の総数2,158,527個の うち、1,079,263個分が行使された場合)における払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額 を記載しております。なお、行使比率を50%とする仮定については、前回ライツ・オファリングを実施した際 に2023年6月16日付「ノンコミットメント型ライツ・オファリングにより発行する第5回新株予約権の最終行 使結果及び発行済株式総数に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、行使比率は4.19%と低調に終わり ましたが、その原因としては、 ) 一般的なライツ・オファリングと比べ新株予約権の行使価格のディスカウ ント率が低く設定(条件決定日の終値からのディスカウント率は10%)されており、かつ、新株予約権の行使 期間のうち47日間において当社株価が当該新株予約権の行使価額を下回る水準で推移したこと、 ) 直前の当 社2023年8月期第2四半期の業績が期初業績予想を下回ったこと、 ) 一部発行エリアの休止を決定・発表し たことなどの理由から、新株予約権を行使するインセンティブが十分に生じなかったためであると考えており ます。本ファイナンスにおいては、行使価額のディスカウント率を50%として行使のインセンティブを高めて いること、直前の当社2024年8月期第2四半期の業績が期初業績予想を上回っていることなどから、前回の ファイナンス時とは新株予約権の行使条件、経営環境が大きく異なるものと考えております。また、2020年以 降に日本において実施されたノンコミットメント型ライツ・オファリング(当社の前回ライツ・オファリング を除く)における行使比率が70%台から90%台に分布しておりますが、筆頭株主であるエンジェル・トーチ社の 新株予約権の行使意向が確認できていない点等も総合的に勘案して本新株予約権の最終的な行使比率を設定し ております。また、以下の発行諸費用のうち、本ファイナンスにおけるリーガルカウンセルとしての弁護士費 用、本新株予約権の上場に関する取引所手数料、ほふり手数料、IRや株主対応費用、名簿管理人手数料につ いては本新株予約権の行使率に関わらず発生するものとなります。

なお、本ライツ・オファリングによる当社の資金調達額は、本新株予約権の全てが行使された場合に最大になり、その額は下記「[ご参考](行使比率が100%の場合)」記載のとおりです。

(行使比率が50%の場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
365,870,157	20,000,000	345,870,157

- (注) 1.上記の払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、行使価額が339円で、かつ、本新株予約権の総数の50%(本新株予約権の総数2,158,527個のうち、1,079,263個)が行使されたと仮定した場合の金額です。また、2024年5月31日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額です。
  - 2.発行諸費用の概算額は、2024年5月31日時点の概算額です。
  - 3.発行諸費用の内訳

・取引所手数料・名簿管理人手数料・ほふり手数料等 : 1,100万円・IR・株主対応・弁護士等費用等 : 500万円・登記費用等 : 400万円

- 4.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 5. 本新株予約権の行使比率が50%を下回った場合又は行使価額が339円未満となる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

#### [ご参考]

(行使比率が100%の場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
731,740,653	21,000,000	710,740,653

- (注) 1.上記の払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、行使価額が339 円で、かつ、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の金額です。また、2024年5月31日現在の当社 の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額です。
  - 2.発行諸費用の概算額は、2024年5月31日時点の概算額です。
  - 3 . 発行諸費用の内訳

・取引所手数料・名簿管理人手数料・ほふり手数料等 : 1,100万円 ・IR・株主対応・弁護士等費用等 : 500万円 ・登記費用等 : 500万円

4.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

5.本新株予約権の全部若しくは一部につき行使期間内に行使が行われない場合又は行使価額が339円未満となる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

#### (2)【手取金の使途】

本ライツ・オファリングによって調達した資金は、「資本業務提携、M&A」、「AI、ソフトウェア研究開発」、「リソースの拡充」にそれぞれ約165百万円、約150百万円及び約30百万円を充当する予定です。なお、本新株予約権の行使価額及び実際の行使比率の状況によっては、実際の資金調達額(差引手取概算額)は約345百万円から増減しますが、その差額は、「資本業務提携、M&A」への投資額を増減させることで調整いたします。上記差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、銀行預金により安定的に運用する予定です。

なお、想定どおりの資金調達ができなかった場合には、不足分については金融機関からの借入れによる充当を目指しつつも、「AI、ソフトウェア研究開発」における投資を優先して実行いたします。

#### 資本業務提携、M&A

これまで当社は、フリーペーパー「ちいき新聞」への広告出稿及びチラシの折込をメインに事業を展開してまいりました。資本市場からも「フリーペーパーの会社」という見方が定着しています。しかし、当社の持つ本来の価値は、毎週170万世帯にリーチすることのできるインフラそのものであり、フリーペーパー発行事業から当社ならではの多くのアセット(企業価値)が生み出されています。

- ・ラストワンマイルにリーチできる約2,500人のポスメイト(配布員)
- ・週1,000万部以上の折込チラシの発注にも対応出来る物流システム
- ・5 拠点50人以上の営業スタッフによる40エリアに分かれたきめ細かな営業網
- ・内製化された合計42人の編集・制作スタッフ
- ・外部協力者としての地域に根差した約150人のライター
- ・千葉県に特化したママコミュニティ「ちいきラボ」約1,500人の運営
- ・年収や車保有情報などの独自調査項目も含む6万人の読者データ
- ・創業40年、上場企業ならではの信用・信頼
- ・年間約8,000社、累計約8万件のクライアント

これは広告事業だけで有効な資産ではありません。そこで、当社は「アセット」の再定義を行い、事業スケールの早期の拡大を図りたいと考えております。そのためには外部企業との連携が必要不可欠です。当社の「アセット」を必要とする人材関連、EC関連、マッチング関連等の様々な事業者とのアライアンスを通じて「配布エリア内(千葉県・茨城県)の地域活性化/エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」、この2点を軸に新たな価値を創造していきます。2024年3月よりこの方針の下、各企業と協議を進めており、現時点で具体的に資本業務提携、M&Aを検討している対象先はありませんが、こうしたアライアンスを今後増やしていく中で、早期に時価総額40億円まで企業価値を向上させる必要があり、事業展開のスピードアップを図るため資本業務提携、M&Aという手段も選択していく予定です。これら資本業務提携及びM&Aの費用として充当時期は確定しておりませんが2026年8月期までに約165百万円を充当する予定です。なお、資本業務提携及びM&Aに資金が充当されなかった場合はAI、システム研究開発の推進に充当する予定です。

#### AI、システム研究開発

当社が毎週170万世帯に配布している「ちいき新聞」には、毎回読者から多くの反響が寄せられております。それだけでなく、Webサイト「チイコミ」やマッチングサービス「ちいき新聞のお手伝い」シリーズ、ECサービス「ちいきの逸品」等、当社サービスを利用いただくことで多くのタッチポイントが存在し、現在60,000人以上の様々なユーザーデータが蓄積されています。これらはまさに「生きた」情報で当社の貴重な「アセット」です。今後アライアンス先との新たなサービスが多数創出されること等により、さらに多くの情報を蓄積することができるようにするため、全てのサービスがWebサイト「チイコミ!」を経由して提供される状態を目指したいと考えております。「チイコミ!」には単なるハブ機能だけでなく、「ちいき新聞」本紙に掲載されている広告・記事といったコンテンツを同じように展開することでエンタメ性あふれるサイトとするため機能の強化を図ります。また、蓄積されたデータは、整理・分析することでマーケティングへの活用が想定され、首都圏の生活者を対象にした大規模なテストマーケティングが可能となれば、新たなサービスとして売上への貢献が期待されます。さらに、当社では年間で約20,000本の広告原稿が作成されていますが、反響の良い広告原稿を分析することでクライアントへの提案の精度が上がり、既存のサービスへの貢献も期待できます。こうした膨大なデータを処理するための生成AIの開発が鍵となり、産学連携も視野に入れた研究開発が必要であると考えております。

Webサイト「チイコミ!」に「ちいき新聞」掲載コンテンツ及び折込チラシの情報を自動連携させるための仕組みの開発、アライアンス先との間で創出されたサービスを「チイコミ!」を介して提供するための開発、「チイコミ!」に蓄積されたユーザーデータを整理分析し、マーケティングへの活用ができる状態にする開発及びWebサイト「チイコミ!」の機能に対応し販売管理、支払管理を行う基幹システムの開発を行う

ため、開発のスタート時期として予定している2024年9月から順次2026年8月期までに、約150百万円を充 当する予定です。

#### リソースの拡充

当社は新たな事業方針の下、成長戦略を推進していくにあたり、これまで当社の発行エリアである千葉県・茨城県を中心に顧客の開拓を行ってまいりましたが、当社サービスを発行エリア外に展開していく、あるいは他社サービスを当社発行エリア内で周知することにより売上規模の拡大を目指していきます。これらサービスの広域への展開をスピーディーに進めるためには、当社の強みである「アセット」を強化することがアライアンスをより成功に導くものと考えております。具体的には、当社とアライアンスを結ぶ企業の発掘及び事業スキーム開発を担当する組織(アライアンスの件数を増加させる役割)、アライアンスを実行に移しクライアントの発掘等を担当する組織(アライアンスの実効性を高める役割)の人員体制強化や当社企業価値の向上を適切に投資家へ発信するコーポレートコミュニケーションを担当する組織、アライアンスが増えることを想定し法務・財務の管轄組織の人員体制強化を考えております。また、当社アセットの核ともいえるインフラ機能の維持・発展のため配布員に対するインセンティブ強化及び配布地図システムの強化を実施したいと考えております。今後の戦略に関する基本方針の実行スピードを上げることを目的とした事業拠点の強化に対して約13百万円、人員体制の拡充に対して約8百万円、インフラ機能の強化に対して約9百万円、総額で約30百万円を2026年8月期までに充当する予定です。

#### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

#### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 1.本ライツ・オファリングの目的等

#### (1) 資金調達の目的及び理由

当社は「人の役に立つ」を経営理念とし、働く人たち、地域社会及び国家の役に立つことを目標に掲げており、 具体的には、「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」ことをブランドミッションとし、事業活動を 行なっております。

当社の属するフリーペーパー・フリーマガジン市場は、インターネット広告市場の成長により顧客の獲得競争や価格競争の面で厳しい経営環境が続いておりますが、インターネット広告市場内でも競争激化による広告効果の低下が始まっており、改めて紙による広告効果も見直されてきております。当社の基盤事業である新聞等発行事業は、千葉・茨城の首都圏 2 県において毎週約173万部を発行(2024年5月末現在)しており、かかる事業基盤は当社の堅実かつ強固な営業資産を構築しております。また、折込チラシ配布事業についても、独自の配布網を持ち高い配布率を維持していることから折込チラシ配布の需要も底堅く、地域への貢献を通じた当社の事業は、根強く受け入れられているものと自負しております。

かかるコア事業についてはこれまで通り力を注ぐことには変わりありませんが、新たな事業への着手・遂行、加速していくことを目的として、2024年2月7日付の「代表取締役社長の異動(社長交代)に関するお知らせ」で公表しておりますとおり経営体制を変更いたしました。新たな経営体制の下、今後は、毎週170万世帯にリーチすることのできる自社インフラ、約2,500名の配布員、地域情報を収集する約150名のライター、地域の事業者と強固な関係を築いている50名以上の営業網等、当社の保有する「アセット」を活用した他社とのアライアンス・資本業務提携を推進し、「配布エリア内(千葉県・茨城県)の地域活性化/エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」の両軸で新価値を創造していきたいと考えております。また、当社サービスのユーザー約60,000人のデータを活用するため、生成AIの研究開発にも挑戦していきたいと考えております。

以上のとおり、新たな事業方針を具現化することで、中長期的に事業成長スピードを上げるためには、財務基盤を強化するとともに、更なる成長戦略を推し進めるための資金の調達が必要不可欠であり、本ライツ・オファリングを実施することといたしました。

#### 資本業務提携、M&A

これまで当社は、フリーペーパー「ちいき新聞」への広告出稿及びチラシの折込をメインに事業を展開してまいりました。資本市場からも"フリーペーパーの会社"という見方が定着しております。しかし、当社の持つ本来の価値は、毎週170万世帯にリーチすることのできる自社インフラ、約2,500名の配布員、地域情報を収集する約150名のライター、地域の事業者と強固な関係を築いている50名以上の営業網等の「アセット」であると考えております。これは広告事業だけで有効な資産ではありません。そこで、当社は「アセット」の再定義を行い、"フリーペーパーの会社"というイメージからの脱却を図ります。そのためには外部企業との連携が必要不可欠であり、当社「アセット」を活用したい企業とのアライアンス・資本業務提携及びM&Aを積極的に行い、「配布エリア内(千葉県・茨城県)の地域活性化/エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」の両軸で新価値を創造する取り組みを推進したいと考えております。

#### AI、ソフトウェア研究開発

現在当社ではサービスを利用していただいた約60,000人のユーザーデータを保有しており、これらは今後アライアンスによる外部企業との連携が進むことで飛躍的に増えることが予想されます。アライアンス先との間で創出された新たなサービスは、必ず当社が運営するWebサイト「チイコミ!」を介して提供されることを目指しており、「チイコミ!」にはユーザーの属性・行動履歴などのデータが集積されることになります。このデータを整理・分析することでマーケティングへの活用が想定され、首都圏の生活者を対象にした大規模なテストマーケティングが可能となれば、新たなサービスとして売上への貢献が期待されます。また、当社では年間で約20,000本の広告原稿が作成されていますが、反響の良い広告原稿を分析することでクライアントへの提案の精度が上がり、既存のサービスへの貢献も期待できます。こうした膨大なデータを処理するための生成AIの開発が鍵となり、産学連携も視野に入れた研究開発が必要であると考えております。また、さまざまなサービスの参加にいざなうプラットフォームとなる「チイコミ!」に「ちいき新聞」本紙に掲載されている記事・広告といったコンテンツを同じように展開させるための機能開発を行うことで、単なるハブ機能だけでなくエンタメ性あふれるサイトとしたいと考えております。

#### リソースの拡充

今後、新たな事業方針の下、成長戦略を推進していくにあたり、これまで当社の発行エリアである千葉県・茨城県を中心に顧客の開拓を行ってまいりましたが、当社サービスを発行エリア外に展開していく、あるいは他社サービスを当社発行エリア内で周知することにより売上規模の拡大を目指していきます。これらサービスの広域への展開をスピーディーに進めるためには事業拠点の拡大を含め、設備・人員体制・機能強化への投資が必要となります。具体的には、当社とアライアンスを結ぶ企業との事業スキーム開発を担当する組織、アライアンスを実行に移しクライアントの発掘等を担当する組織の人員体制強化や当社企業価値の向上を適切に投資家へ発信す

るコーポレートコミュニケーションを担当する組織の人員体制強化を考えております。また、当社アセットの核 ともいえるインフラ機能の維持・発展のため配布員に対するインセンティブ強化及び配布地図システム強化を実 施したいと考えております。

なお、今回調達する資金の使途の詳細に関しましては、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途」に記載のとおりです。

#### (2) 本ライツ・オファリングを選択した理由

当社は、本ファイナンスの決定に際し、当社の財務状況、当社普通株式の株価推移及び流動性、既存株主の皆様 に対する影響、資金調達の確実性という観点から、本ファイナンスと他の資金調達方法について慎重に比較検討を 行いました。その結果、本ファイナンスは、既存株主の皆様に対する希薄化の影響に配慮しつつ、当社が必要とす る資金を調達できることから、現時点の当社において最良の資金調達方法と考えられるものとして選択いたしまし た。なお、当社は2023年4月11日を効力発生日としてノンコミットメント型ライツ・オファリング(以下「前回ラ イツ・オファリング」といいます。)を実施いたしましたが、2023年6月16日付「ノンコミットメント型ライツ・ オファリングにより発行する第5回新株予約権の最終行使結果及び発行済株式総数に関するお知らせ」で公表して おりますとおり、行使比率は4.19%と低調に終わりましたが、その原因としては、 ) 一般的なライツ・オファリ ングと比べ新株予約権の行使価格のディスカウント率が低く設定(条件決定日の終値からのディスカウント率は 10%)されており、かつ、新株予約権の行使期間のうち47日間において当社株価が当該新株予約権の行使価額を下 回る水準で推移したこと、 ) 直前の当社2023年8月期第2四半期の業績が期初業績予想を下回ったこと、 部発行エリアの休止を決定・発表したことなどの理由から、新株予約権を行使するインセンティブが十分に生じな かったためであると考えております。本ファイナンスにおいては、ADワークスグループ及びエンジェル・トーチ社 からの助言・提案はなく、行使価額のディスカウント率を50%として行使のインセンティブを高めていること、直 前の当社2024年8月期第2四半期の業績が期初業績予想を上回っていることなどから、前回のファイナンス時とは 新株予約権の行使条件、経営環境が大きく異なり、当社が必要とする資金の額を考慮しても、前述のとおり現時点 の当社において最良の資金調達方法と考えて選択いたしました。

#### ノンコミットメント型ライツ・オファリングを採用した理由

ライツ・オファリングとは、一定の日における発行会社以外のすべての株主に対し、その保有する発行会社株式の数に応じて新株予約権を無償で割り当て、当該新株予約権の行使に際して払い込まれる資金を調達する手法であり、その他のエクイティ・ファイナンスと比較して、「株式増加に伴う希薄化の影響という視点では、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」及び「時価総額に対する調達規模(割合)という観点からは比較的大規模な資金の調達が可能であること」等の特長を有した資金調達手法であると考えております。ライツ・オファリングにおいては、株主に無償で割り当てられた新株予約権は、東京証券取引所に上場されるため、行使を望まない株主は、市場で新株予約権を適切な価格で売却し、その経済的対価を受領することができるため、新株予約権の無償割当てにより自らが保有する株式の株式価値に希薄化が生じたとしても、当該不利益の全部又は一部を補うことが可能となります。

#### その他の資金調達方法の検討について

ライツ・オファリングは「株式増加に伴う希薄化の影響という視点で、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」及び「時価総額に対して比較的大規模な資金の調達が可能であること」の2点において、以下から に記載したその他のエクイティ・ファイナンスのいずれとの比較においても、現在の当社において、より適当な資金調達手法であると考えております。

その前提を踏まえた上で、本ライツ・オファリング以外の他のファイナンスの検討については以下のとおりです。

#### . 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れによる資金調達は、現在の金利情勢を鑑みると、資本性資金に比較して低コストで調達できるものの、当社の借入金の残高状況や財務内容等を総合的に鑑みれば、資金の調達について金融機関からの借入れに依存することは財務状況の悪化を招く可能性があるため、負債性資金による調達よりも資本性資金による調達が望ましいと考えております。よって、上記方針を踏まえ、今回は金融機関からの借入れを除外することといたしました。

#### . 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手法ではあるものの、「 その他の資金調達方法の検討について」で 冒頭に記載のとおり、当社が調達を要する資金の額に鑑みると、大型の公募増資を実施することが必要となる ところ、当社の現在の株式流動性及び時価総額規模が小さいこと、公募増資の場合には、1株あたり時価の理 論値の下落だけではなく、公募増資における既存株主は普通株式を引受ける権利が与えられないことから、ラ イツ・オファリング等の株主割当の手法による資金調達と比べて既存株主に与える影響が大きくなる可能性が あるため、資金調達手法の候補からは除外することとしました。

#### . 株式、転換証券及び新株予約権を用いた第三者割当増資

当社株式の売買高は低水準にて推移しており、当社としては当社株式の流動性改善を重要な課題として考えております。そうしたなか、株式及び新株予約権を用いた第三者割当増資については、機動的な資金調達が可能である点ではメリットが考えられる一方、当社株式の引受先として当社と親密な取引先等が上げられ、当社株式を長期保有されることが想定されます。このような場合は当社株式の流動性の改善には繋がらないこととなります。また、公募増資と同様に、株式及び新株予約権を用いた第三者割当増資については、現時点で当社が調達を要する資金の額を鑑み、資金調達手法の候補からは除外することといたしました。

新株予約権付社債などの転換証券については、将来的な株価変動により株式への転換時において発行される株式数が変動する可能性があり、既存株主への影響が不透明であることから、資金調達手法の候補として望ましいものではないと判断し、資金調達手法の候補からは除外しております。

#### . 非上場型の新株予約権の無償割当て・募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の無償割当てについては、ライツ・オファリングと同様、株主の保有割合に応じて割当てがなされるため、既存株主に対して「既存株式1株あたりの利益の低下」「既存株式1株あたりの議決権比率の低下」「既存株式1株あたりの純資産の低下」による希薄化の影響が比較的少ない資金調達手法と考えますが、新株予約権を売却する機会が確保されていないため、結果的には新株予約権を行使することを希望しない株主が希薄化に伴う影響を回避する選択肢は限定的であり、当社が考える既存株主の利益保護を最優先させるという点において、既存株主の利益に鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとしました。

募集株式の株主割当ては、非上場型の新株予約権の無償割当てと同様、既存株主の保有割合に応じて割当てがなされるため、希薄化による影響が比較的少ない資金調達手法ですが、株主に付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡が予定されていないと解されていることから、払込みに応じていただけない株主にとっては選択肢が限定的となり、既存株主の利益に鑑みると、同様に望ましい方法ではないと考え、除外することとしました。

なお、非上場型新株予約権の無償割当て、募集株式の株主割当てのいずれの場合においても、既存株主は、 発行企業に対し、株主の資力を投じる又は投資機会を放棄する以外の選択はなく、すなわちそれは、資金調達 を行う企業にとってもライツ・オファリングよりも調達する資金が小さくなる可能性を否定できないと考えま す。

#### . コミットメント型ライツ・オファリング(一部コミットメント型を含む)

ライツ・オファリングには、特定の証券会社との間で、一定期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、コミットメント型といわれるスキームがあり、このようなスキームを採用した場合、発行会社側として資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。また、「引受証券会社による引受に際しての厳正な審査を経ることにおける信頼性の向上」や「未行使新株予約権を引受証券会社が全て行使することによる資金調達の確実性」という点から優れている面がありますが、一方で、引受証券会社が、行使されなかった新株予約権を取得し、行使価額を払い込んで行使しなければならないリスク(いわゆる引受けリスク)を負うことになるため、引受証券会社における引受リスクに応じて、引受証券会社に高額のコミットメント手数料を支払う必要があります。さらに、当社の現在の株式流動性及び時価総額規模が小さいことから、上記の公募増資と同様に、その実施は相当に困難であると判断し、また、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額での引受けを検討できる証券会社を見出せていないことから、今回の資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

#### 2. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本ライツ・オファリングにより調達する資金について、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途」に記載した使途に充当することを予定しております。本資金使途につきましては、本日公表しております「今後の戦略に関する基本方針」のアライアンスによる連携、WEB版港町構築プロジェクトを実現し、実効性を高めるために充当いたします。当社は現在、グロース市場の上場維持基準の中で時価総額の基準を満たしておらず、2026年8月期までに上場維持基準を満たすことを求められております。本ファイナンスにより株式数を増やし、調達した資金を「今後の戦略に関する基本方針」の実現に投じることで企業価値を高め、株価の向上を図ることで時価総額の基準を満たすことを目指します。上場維持基準の適合に向けた期間を鑑みると早期に計画を実現するための資金調達を実行することが必要不可欠であり、本ファイナンスの実施を判断いたしました。当社は、このような投資によって、新たな成長戦略を推し進めて利益を創出し、財務基盤を強化するとともに、当社の企業価値、ひいては株式価値向上に繋がると考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しています。

#### 3 . 発行条件の合理性

本新株予約権1個当たりの行使価額につきましては、339円(但し、2024年6月27日(但し、終値がない場合には、その翌営業日の終値とします。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額が、339円を下回る場合には、当該終値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げます。)と設定しております。本新株予約権の発行決議日の前営業日又は条件決定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準としたディスカウント率は50%となりますが、本新株予約権は新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるものであり、割当てを受ける株主が本新株予約権の行使価額の設定により直接経済的利益を受け又は経済的損失を被るということはありません。したがって、行使価額は、基本的には調達金額と割当比率(当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数と本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の比率)を踏まえて決定されたものです。すなわち、割当比率については1:1:1(当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数は1個、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株)とし、当社普通株式の流動性、当社の財政状態等を総合的に勘案しつつ、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途」に記載の今後の資金使途の為に必要な金額を調達できる金額として決定されたものです。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられるため、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった(全部又は割当てられた本新株予約権100個のうち50個のみを行使する等)結果、残存した本新株予約権が行使期間の経過により消滅した場合、新株予約権の全部または一部を行使しなかった株主の皆様にはご所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。しかしながら、本ライツ・オファリングは、財務基盤の強化及び調達した資金を成長投資に充当することにより、当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、全ての株主様に対して新株予約権の割当てが行われ、行使を望まない株主様については割当てを受けた新株予約権を市場内外で売却することができるなど、既存株主様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を勘案し、本ライツ・オファリングの発行条件については合理的であると考えております。さらに、当社は、本ライツ・オファリングの発行条件の合理性については、株主様へのより充実した情報提供とそれに基づく株主様の承認を得ることが必要であると考え、本ライツ・オファリングの実施に関して、本株主総会に出席された(書面投票を含む)株主様の議決権の過半数の承認を得ることを実施の条件としています。

#### 4.潜在株式による希薄化情報等

#### (1)潜在株式による希薄化情報

2024年5月31日現在における当社の発行済株式数は2,159,286株であり、自己株式759株を差し引いた数2,158,527株と同数の2,158,527個の新株予約権が、本ライツ・オファリングにおいて発行される見込みです。従って、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式の見込数は2,158,527株となり、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.96%となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられます(2024年7月11日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、2024年7月26日頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主の皆様がお取引のある証券会社にご登録いただいている住所宛に届く予定です。)。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することができます。但し、割り当てられた本新株予約権の行使又は売却を行わなかった場合には、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

#### (2)発行済株式数及び潜在株式数の状況(2024年5月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
現時点における発行済株式数	2,159,286株	100%
現時点における潜在株式数	66,600株	3.08%
本新株予約権に係る潜在株式数(見込数) (注)	2,158,527株	99.96%

(注) 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される普通株式数は減少い たします。

#### 5.筆頭株主の動向

当社は、本取締役会に先立ち、筆頭株主であるエンジェル・トーチ社(2024年3月31日現在において当社の発行済株式総数の27.62%を保有)に対し、本ファイナンスにより割り当てられる本新株予約権に関する行使の意向の確認をしましたが、同社は本ファイナンスに対して反対の意向であることが確認されました。

しかしながら、当社は、東証グロースの上場維持基準の適合に向けた期間を鑑みると早期に計画を実現するための 資金調達を実行することが必要不可欠であると判断しており、本ファイナンスにつきましては2024年6月28日開催予 定の本株主総会において当社株主の意思確認を行いたいと考えております。

#### 6. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

#### (1) 各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得若しくは東京証券取引所等を通じた本新株予約権の売却のいずれかの方法をとることが可能となっております。具体的な手続につきましては、本日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するQ&A」をご参照ください。

# 第3【第三者割当の場合の特記事項】 該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

#### 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

### 第三部【追完情報】

#### 1.事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第39期)及び四半期報告書(第40期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書等提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出について

組込書類である第39期有価証券報告書の提出日(2023年11月24日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2023年11月24日提出の臨時報告書)

#### 1(提出理由)

2023年11月22日開催の当社第39期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 (報告内容)

(1) 株主総会が開催された年月日 2023年11月22日

#### (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、定款第2条の目的を追加するものであります。

#### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、山田旬、松川真士、金箱義明、田中康郎、細谷佳津年、齋藤律子の6名を選任 する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	11,586	44	6	(注1)	99.57
第2号議案				(注2)	
山田 旬	11,505	125	6		98.87
松川 真士	11,503	127	6		98.85
金箱 義明	11,503	127	6		98.85
田中康郎	11,501	129	6		98.84
細谷 佳津年	11,500	130	6		98.83
齋藤 律子	11,500	130	6		98.83

<sup>(</sup>注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決 権の過半数の賛成による。

#### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使期限までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

#### (2024年2月7日提出の臨時報告書)

#### 1 (提出理由)

当社は、2024年2月7日開催の当社取締役会において、代表取締役の異動について決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 (報告内容)

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数 新たに代表取締役となる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
細谷 佳津年 (1965年12月16日生)	代表取締役社長	社外取締役	2024年2月7日	- 株

(注) 所有株式数は2024年2月7日現在におけるものであります。

#### 代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
山田 旬 (1970年 8 月20日生)	-	代表取締役社長	2024年2月7日	20,900株

(注) 所有株式数は2024年2月7日現在におけるものであります。

#### (2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴			
	1990年4月	国際興業株式会社入社		
	2002年 9 月	株式会社ギャガ・コミュニケーションズ(現、ギャガ株式会社)入社		
	2003年 6 月	生駒シービー・リチャードエリス株式会社(現、シービーアールイー株式		
		会社)入社		
	2006年4月	同社財務経理部部長		
	2009年 9 月	株式会社エー・ディー・ワークス管理部長		
   細谷 佳津年	2011年6月	同社取締役最高財務責任者CFO兼経営管理部長		
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	2014年 6 月	同社常務取締役CFO兼経営管理部長		
	2018年7月	同社常務取締役CFO兼エクイティ・アドバイザリー室長		
	2020年 4 月	株式会社ADワークスグループ常務取締役CFO		
	2020年12月	株式会社エンジェル・トーチ代表取締役社長(現任)		
	2022年 3 月	株式会社ADワークスグループ専務取締役CFO(現任)		
	2023年11月	当社取締役就任		
	2024年2月	当社代表取締役社長就任		

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第39期)	自 至	2022年 9 月 1 日 2023年 8 月31日	2023年11月24日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第39期)	自至	2022年 9 月 1 日 2023年 8 月31日	2024年2月7日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第40期第2四半期)	自至	2023年12月 1 日 2024年 2 月29日	2024年4月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。上記の書類において、当社は、広告関連事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当社は、2024年6月28日頃を目途に当社の2024年8月期第3四半期決算短信を公表する予定であります。 また、当社は、以下のとおり四半期報告書を関東財務局長に提出する予定であります。

四半期報告書	事業年度 (第40期第3四半期)	-	年 3 月 1 日 年 5 月31日	2024年7月10日頃 関東財務局長に提出予定
--------	---------------------	---	-----------------------	----------------------------

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

#### 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年11月22日

#### 株式会社地域新聞社

取締役会 御中

三優監査法人 東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤 浩史 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 熊谷 康司 業務執行社員

#### <財務諸表監查>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 地域新聞社の2023年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの 状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対 応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 固定資産の減損の兆候判定に利用された事業計画

#### 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

会社は、当事業年度末における貸借対照表に有形固定資産31,002千円及び無形固定資産39,942千円を計上している。【注記事項】(重要な会計上の見積り)(1)固定資産の減損に関する見積りに記載されているとおり、会社は、当事業年度において営業損失を計上しているが、減損の兆候判定の結果、前事業年度において営業利益を計上していること及び翌事業年度において営業利益を計上する見込みであることを考慮し、減損の兆候は識別していない

翌事業年度の営業利益は取締役会で承認された事業計画に基づいているが、当該事業計画では新聞等発行事業・折込チラシ配布事業における発行回数及び顧客数並びにWEB事業の売上成長率等を主要な仮定としている。これらの主要な仮定は、固定資産の減損の兆候判定に重要な影響を及ぼすが、主要な仮定には経営者の判断が含まれ、見積りの不確実性を伴う。

以上より、当監査法人は経営者による固定資産の減損の兆候判定に利用された事業計画における主要な仮定の適切性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

#### 監査上の対応

当監査法人は、経営者による固定資産の減損の兆候の 判定に利用された事業計画における主要な仮定の適切性 を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。

- ・過年度の事業計画と実績を比較し、事業計画の精度を検討した。
- ・取締役会において承認された事業計画の内容について、経営者及び財務担当者に質問するとともに、関連 資料を閲覧することにより、過年度事業計画と実績の 乖離要因が当期に策定された事業計画に適切に考慮されているかを評価した。
- ・新聞等発行事業・折込チラシ配布事業の主要な仮定で ある発行回数及び顧客数について、過去実績との比較 及び大口顧客からの発注証憑等根拠となる関連資料の 閲覧により適切性を評価した。
- ・WEB事業の主要な仮定である売上の成長率について、過去の実績及び営業状況と比較して適切であるかを評価した。
- ・事業計画に含まれる見積りの不確実性を検討するため に、不確実性の高い要因の影響を考慮し、事業計画に 対して監査人が設定した負荷を加え検討を行うストレ ス・テストを実施した。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監查 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社地域新聞社の2023年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社地域新聞社が2023年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制 監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人 は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任 を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

#### 独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年 4 月10日

株式会社地域新聞社 取締役会 御中

三優監査法人 東京事務所

> 指定社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 業務執行社員

> 指定社員 公認会計士 高島 知治 業務執行社員

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の2023年9月1日から2024年8月31日までの第40期事業年度の第2四半期会計期間(2023年12月1日から2024年2月29日まで)及び第2四半期累計期間(2023年9月1日から2024年2月29日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社地域新聞社の2024年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期 財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー 手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 .XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。